

6 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺の要因の背景となるような様々な問題に対応するため、相談支援体制の整備・充実を図るとともに、ハイリスク地対策等を推進します。

中柱	小柱・施策	ページ
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信	① 多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知	125
	◇ リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	125
	◇ かながわこころの情報サイト	125
	② 関係機関との連携による包括的な相談会の実施	126
	◇ 包括相談会の開催	126
	◇ 暮らしとこころの相談会	126
	③ 障がい者に関わる相談窓口の整備	127
	◇ 発達障害支援体制の推進（発達障害支援センターにおける相談の実施）	128
	◇ 高次脳機能障害巡回相談の実施	128
	◇ 障がい福祉相談支援体制の整備促進	128
(2) 多重債務等の相談窓口の整備	① 多重債務者に対する相談窓口体制の充実	129
	◇ 多重債務者相談の周知及び多重債務防止のための普及啓発	129
	◇ 多重債務者特別相談会の実施	129
(3) 失業者への支援の充実	① 生活支援、包括的な相談会の実施	130
	◇ 求職者に対する生活支援相談【再掲】	130
	◇ 包括相談会の開催【再掲】	131
	◇ 暮らしとこころの相談会【再掲】	131
(4) 経営者に対する相談事業の実施等	① 経営者に対する相談事業の実施等	132
	◇ 中小企業の経営相談	132
(5) 法的問題解決のための情報提供の充実	① 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実	133
	◇ 包括相談会の開催【再掲】	133
	◇ 暮らしとこころの相談会【再掲】	133
	◇ 配偶者等暴力相談	134

中柱	小柱・施策	ページ
(6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等	① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進	135
	◇ 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議	135
	◇ ホームドアの設置促進	135
	② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討	136
	◇ 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	136
	③ 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動の実施	137
	◇ 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動	137
	④ 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等	138
	◇ 「Twitter 等広告事業」【再掲】	138
	◇ 「医薬品の適正使用に係る啓発」	138
(7) ICT を活用した自殺対策の強化	① 若者への相談支援体制の充実	139
	◇ こころの電話相談【再掲】	139
	◇ ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営【再掲】	139
	◇ 「いのちのほっとライン@かながわ」【再掲】	140
	◇ 「Twitter 等広告事業」【再掲】	140
(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進	① インターネット上の自殺予告事案に対する迅速、適切な対応の実施	141
	◇ インターネット上の自殺予告事案への必要な措置	141
	② インターネットの適切な使い方の普及啓発	142
	◇ 青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット	142
	◇ 携帯電話教室	142
(9) 介護者への支援の充実	① 地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実	143
	◇ 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施	143
	◇ 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築	144
	② 家族介護支援等のための取組みの推進	145
	◇ 家族介護支援事業	145
	◇ 「かながわ認知症コールセンター」の運営【再掲】	145
	③ ケアラー・ヤングケアラーへの支援	146
	◇ かながわケアラー支援ポータルサイト	146
	◇ ケアラーコールセンター事業	146
◇ ケアラー支援専門員配置事業	147	

中柱	小柱・施策	ページ
(10) ひきこもりの方への支援の充実	① ひきこもり対策の推進	148
	◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	148
	◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	149
	◇ ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討	149
	◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	149
(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援	① 子どもに関わる相談窓口の整備	150
	◇ 「子ども・家庭 110 番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置	150
	◇ 「人権・子どもホットライン」の設置	150
	◇ 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	150
	② 児童虐待に関する相談支援体制の充実	151
	◇ 被虐待児へのこころのケア	151
	◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	151
	◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	151
	③ 配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力被害者等への支援	152
	◇ 配偶者等暴力相談【再掲】	152
◇ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」【再掲】	152	
(12) 生活困窮者への支援の充実	① 生活困窮者への支援の充実	153
	◇ 生活困窮者自立促進支援事業【再掲】	153
	◇ ワンストップ支援推進事業【再掲】	153
	◇ 求職者に対する生活支援相談【再掲】	154
	◇ 生活困窮者への情報発信・啓発事業	154
(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	① ひとり親家庭相談窓口の整備	155
	◇ かながわひとり親家庭相談LINEの開設	155
(14) 性的マイノリティへの支援の充実	① 性的マイノリティに対する相談支援体制	156
	◇ 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業【再掲】	157
	◇ 性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業【再掲】	157
	◇ かながわSOGI 派遣相談【再掲】	157
	◇ 男性及びLGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル（かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」）【再掲】	157

中柱	小柱・施策	ページ
(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化	① 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化	158
	◇ 「いのちのほっとライン@かながわ」【再掲】	158
	◇ 「Twitter 等広告事業」【再掲】	159
	◇ ハイリスク者訪問支援【再掲】	159
(16) 自殺対策に資する居場所づくりの推進	① 子ども・若者の居場所づくり	160
	◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】	160
	◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】	160
	◇ ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討【再掲】	160
	◇ ケアリーバー支援事業	161
(17) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知	① 報道機関への「マスメディアのための手引き」の周知	162
	◇ かながわ自殺対策会議の開催	162

- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信

① 多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知

【現状】

- ・ 広く県民向けに、自殺予防週間（9月10日からの一週間）を中心に、自殺予防の普及啓発及び相談先等を掲載したリーフレットを作成し、街頭キャンペーン等や講演会等で配布しています。
- ・ また、本県では相談の目的ごとに様々な窓口を設置していることから、適切な相談窓口にすぐにつながるよう、相談窓口情報をまとめた「かながわこころの情報サイト」を運用しています。

【課題】

- ・ 自殺予防週間や自殺対策強化月間（3月）を中心に、県民に対して、自殺対策の重要性を伝え、関心と理解をさらに深めることが必要です。
- ・ 相談窓口の情報がわかりやすく県民に伝わるよう、随時最新の情報に更新し、周知していく必要があります。

【施策】

◇ リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】

自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等での配布や、各機関での配架により、周知のさらなる強化を図ります。

◇ かながわこころの情報サイト

相談の目的ごとに窓口をまとめ、「こころの健康」や「女性の悩み」など、該当するボタンをクリックするとすぐに窓口情報を確認できるホームページを運用します。

- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信

② 関係機関との連携による包括的な相談会の実施

【現状】

- ・ 自殺に至る背景には、健康問題や経済問題等、様々な要因が複合的に絡まり合っています。
- ・ 抱えている問題を深刻化させないために、市町村や地域の関係機関（司法書士会、弁護士会、精神保健福祉士協会等）と連携し、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、生活再建支援相談員、弁護士、司法書士、精神科医、保健師等が、様々な内容の相談に対して、ワンストップで相談を受ける包括的な相談会を実施しています。

【課題】

- ・ 複数の分野にまたがる相談に対して、地域における多職種の専門家が連携し、ワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要です。

【施策】

◇ 包括相談会の開催

複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。

◇ 暮らしとこころの相談会

県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。

- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信

③ 障がい者に関わる相談窓口の整備

【現状】

- ・ 厚労省によると、平成 26 年に診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した発達障害者数は 19.5 万人とされています。
- ・ 県は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、神奈川県発達障害支援センターかながわ A (エース) を設置し、従来の施策では対応できなかった発達障害児者及びその家族への支援を図っています。
- ・ 県は、平成 13 年度から平成 17 年度の 5 年間、全国 12 道府県が参加し実施した、高次脳機能障害支援モデル事業を継続し、高次脳機能障害の本人・家族への相談支援、巡回相談、普及啓発等を行っています。
- ・ 障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業（圏域ナビ）は、障がい保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障がいの福祉の増進を図ることを目的として事業を実施しています。
- ・ 各圏域に障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターを設置しています。

【課題】

- ・ 発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が必要となっています。
- ・ 県は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者やその家族その他の関係者ができる限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする必要があります。
- ・ 高次脳機能障害者による新規の相談だけではなく、本人・家族が気軽に相談しやすい場を提供することが必要です。
- ・ 医療的ケアが必要な方や激しい行動障害を有している方等の地域生活を支える支援体制が脆弱であるなどの地域課題があるため、今後検討を深めていく必要があります。

- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信

【施策】

◇ 発達障害支援体制の推進（発達障害支援センターにおける相談の実施）

発達障害に関する各種相談への対応や、観察・発達検査等に基づいた相談面接による就労支援・発達支援を行います。

発達障害児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等と連携して発達障害児者及びその家族を支援します。

発達障害支援センターかながわA（エース）によるこれらの取組みのほか、各地域における支援体制の確立に向けて、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を実施します。

◇ 高次脳機能障害巡回相談の実施

高次脳機能障害支援拠点機関である神奈川県総合リハビリテーションセンターのスタッフが地域の相談支援事業所へ出向き、高次脳機能障害者や家族に対して専門相談を行います。

◇ 障がい福祉相談支援体制の整備促進

障がい保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置し、圏域ごとに年2回以上開催します。

また、第6期障がい福祉計画に基づき、相談支援専門員の人材養成支援を実施します。

相談支援ネットワーク形成支援及び相談支援に携わる人材養成支援として、相談支援専門員等を対象に事例検討会を各圏域で実施することや、圏域自立支援協議会を活用しながら、地域性に合わせた重層的な相談支援体制の整備等を図ります。

(2) 多重債務等の相談窓口の整備

① 多重債務者に対する相談窓口体制の充実

【現状】

- ・ 貸金業法の改正による総量規制の導入等に伴い、多重債務問題は一時と比べ落ち着きをみせているところですが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、また、多重債務が原因とみられる自殺者数も横ばいの状況です。そのため、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があります。

【課題】

- ・ 相談窓口を周知することで、多重債務に陥っている人ができるだけ早い段階で相談窓口に足を運び、関係機関や団体と連携した生活再建につなげることが必要です。

【施策】

◇ 多重債務者相談の周知及び多重債務防止のための普及啓発

相談窓口の周知により、現に多重債務状態に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し、救済と生活再建支援につなげるとともに、関係機関や団体と連携して新たな多重債務者の発生を予防します。

◇ 多重債務者特別相談会の実施

潜在的な多重債務者が身近な相談窓口を訪れる機会を設けることで、多重債務者の掘り起こしを図り、早期救済につなげるため、国の「多重債務者相談強化キャンペーン」に併せ、県内各地で特別相談会を実施します。

(3) 失業者への支援の充実

① 生活支援、包括的な相談会の実施

【現状】

- ・ 求職者のうち、生活困窮に陥っている方については、就職活動に先んじて生活基盤を整える必要があります。また、貸付制度等の制度は各種あるものの、どこに相談していいか分からない求職者もいます。こうした背景を踏まえ、生活困窮に陥っている就職希望者を対象とした生活支援相談窓口を設置しています。
- ・ 抱えている問題を深刻化させないために、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、生活再建支援相談員、弁護士、司法書士、精神科医、保健師等が相談員となり、様々な相談に対して、ワンストップで相談を受ける包括的な相談会を実施しています。

【課題】

- ・ 生活支援相談では、各種支援制度の情報提供にとどまり、相談者は支援制度を利用するために、改めて各制度の窓口へ相談に行く必要があります。生活困窮に陥っている方の利便性や、負担軽減という側面には課題があります。
- ・ 健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要です。
- ・ 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要です。

【施策】

◇ 求職者に対する生活支援相談【再掲】

シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、就職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。

◇ 包括相談会の開催【再掲】

複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。

◇ 暮らしとところの相談会【再掲】

県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとところの相談会」に対して支援を行います。

(4) 経営者に対する相談事業の実施等

① 経営者に対する相談事業の実施等

【現状】

- ・ 県は、商工会・商工会議所が行う、中小企業・小規模企業の経営などに関する相談事業等の取組みを支援しています。

【課題】

- ・ 商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業・小規模企業を対象とした相談事業や、中小企業・小規模企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する必要があります。

【施策】

◇ 中小企業の経営相談

厳しい経営環境の中、経営基盤の強化と経営の安定化を図るため、商工会・商工会議所によるきめ細かな支援体制を整備し、様々な規模・業種の中小企業・小規模企業を支援します。

(5) 法的問題解決のための情報提供の充実

① 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実

【現状】

- ・ 自殺に至る背景には、健康問題や経済問題等、様々な要因が複合的に絡まり合っており、心理的に追い込まれた末に自殺行為に至ると言われています。
- ・ 抱えている問題を深刻化させないために、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、生活再建支援相談員、弁護士、司法書士、精神科医、保健師等が相談員となり、様々な相談に対して、ワンストップで相談を受ける包括的な相談会を実施しています。
- ・ 配偶者等からの暴力（DV）は被害者の心を深く傷つけ、被害者が自らの命を絶つこともあります。
- ・ 令和3年度に県の配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数は5,410件でした。

【課題】

- ・ 経済問題や法律問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要です。
- ・ 複数の分野にまたがる相談に対して、地域における多職種の専門家が連携し、ワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要です。
- ・ 配偶者等からの暴力の被害者が適切な支援を受けられるようにすることが必要です。

【施策】

◇ 包括相談会の開催【再掲】

複数の分野にまたがる相談内容に保健・福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。

◇ 暮らしとこころの相談会【再掲】

県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。

◇ 配偶者等暴力相談

配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。

(6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等

① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進

【現状】

- ・ 県内の自殺多発地域において、委託事業者や県職員が巡回パトロールを実施し、自殺企図が疑われる人を発見した場合は、警察への連絡や、供花の撤去等に取り組んでいます。
- ・ また、鉄道駅では旅客の転落防止等のために、鉄道事業者がホームドアの設置に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 県内の自殺多発地域における巡回パトロールや防護柵の設置等、安全確保対策を検討していく必要があります。
- ・ ホームドアは、設置コストが高額等の理由により、十分な設置状況には至っていないため、さらなる設置促進を図る必要があります。

【施策】

◇ 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議

自殺多発地域周辺の保健福祉事務所における、周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議の開催、関係機関・団体への支援者研修の開催を行い、自殺多発地域周辺の自殺予防に取り組んでいきます。

◇ ホームドアの設置促進

鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。

② 自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討

【現状】

- ・ 自殺多発地域周辺の保健福祉事務所において、平成 21 年度から、周辺市町村、関係機関を構成員とした、自殺対策に関する連絡会議を定期的を開催しています。会議では、各機関の取組みの情報共有を図るとともに研修等の開催を行い、情報を共有し、効果的な対策について検討を行っています。

【課題】

- ・ 自殺多発地域周辺地域における効果的な自殺対策について、今後も検討していく必要があります。

【施策】

◇ 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】

自殺多発地域周辺の保健福祉事務所における、周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議の開催、関係機関・団体への支援者研修の開催を行い、自殺多発地域周辺の自殺予防に取り組んでいきます。

③ 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動の実施

【現状】

- ・ 自殺のおそれのある行方不明者の届出を受理した際には、全国に手配するとともに、早期に発見するための調査、探索を実施します。

【課題】

- ・ 自殺のおそれのある行方不明者の行動が把握できず、早期発見することが困難な場合があります。

【施策】

◇ 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動

自殺のおそれのある行方不明者届を受理した際、迅速な調査、探索を実施して、行方不明者の早期発見に努めます。

④ 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等

【現状】

- ・ 精神科や心療内科等を受診している患者について、医師から処方された向精神薬（抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬、抗精神病薬）を、指示された服薬量よりも過量に摂取する（以下「過量服薬」という。）例があります。
- ・ 近年では、市販薬の過量服薬により一時的な高揚感を求める方がおり、薬物依存につながったり、死亡事例が発生したりしています。

【課題】

- ・ 過量服薬による死亡事故、自殺を防ぐため、服薬に関する正しい知識の普及を推進するとともに、使用者を相談の窓口等につなぐ取組みが必要です。

【施策】

◇ 「Twitter 等広告事業」【再掲】

Twitter 上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行うとともに、他のメディアにおける同様の取組みについても検討していきます。

◇ 「医薬品の適正使用に係る啓発」

学校等で開催される薬物乱用防止教室の講師養成研修の中で、医薬品の過量服用に係る健康被害の事例を含めて研修を行います。

(7) ICTを活用した自殺対策の強化

① 若者への相談支援体制の充実

【現状】

- ・ 気軽にストレスチェックができる、ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」を公開し、若年者が相談支援窓口の情報を得られるようにしています。
- ・ 電話相談に抵抗を感じる若年層が気軽に相談できる環境を整備するため、若年層を中心に幅広く活用されているLINEを活用し、令和2年から「いのちのほっとライン@かながわ」を開設しています。
- ・ Twitter上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行っています。

【課題】

- ・ 若者が「こころナビかながわ」を利用し、相談窓口の情報を得られるように支援することが必要です。また、「こころの電話相談」等を利用し、自発的な相談ができる体制づくりの推進が必要です。
- ・ SNS等のICTを活用した相談支援体制の整備を行い、若者をはじめとした悩みを抱える方がより気軽に相談できる環境を整えるとともに、相談の質や対応率を向上させる必要があります。

【施策】

◇ こころの電話相談【再掲】

県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。

◇ ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営【再掲】

特に、若年者層に対する自殺予防に重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。

◇ 「いのちのほっとライン@かながわ」【再掲】

若年層を中心に幅広く利用されている LINE を活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。

◇ 「Twitter 等広告事業」【再掲】

Twitter 上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行うとともに、他のメディアにおける同様の取組みについても検討していきます。

(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

① インターネット上の自殺予告事案に対する迅速、適切な対応の実施

【現状】

- ・ インターネットを通じた匿名による自殺予告や、知人宛の自殺予告について警察で認知した場合、その内容を確認し、通信事業者等への情報開示依頼を実施する等、迅速に対応しています。
- ・ インターネット上において自殺予告の書き込みがあった場合に、県民等からの通報に基づき通信事業者等へ情報開示依頼を実施する等、迅速に対応しています。

【課題】

- ・ 匿名による自殺予告の書き込みは、発信者の特定に要する時間により、早期発見が難しいことがあります。
- ・ 警察が警察法等に基づき情報開示を求めても、情報開示を得られるまでに時間を要する場合があるほか、情報が開示されない場合があります。

【施策】

◇ インターネット上の自殺予告事案への必要な措置

インターネット上における自殺予告事案を認知し、緊急に対処する必要がある場合には、人命保護の観点から、通信事業者等の協力を得て発信者を特定し、住所地を管轄する警察において人命救助等の措置をとります。

② インターネットの適切な使い方の普及啓発

【現状】

- ・ インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）やSNSが普及し、児童生徒が、それらを介したいじめ、誹謗中傷等によりトラブルに巻き込まれたり、中には自殺にまで追い込まれるような事例が発生しています。

【課題】

- ・ インターネットやSNSによりコミュニケーションの輪が急速に広がり便利になる一方で、利用者側のモラルや知識が追い付かず、誤った使い方でトラブルの被害者や加害者になってしまうケースも増加しているため、インターネットやSNSの適切な利用に関する教育及び普及活動を推進する必要があります。

【施策】

◇ 青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット

スマートフォンの適切な利用方法を保護者に向け啓発するリーフレットを作成し、SNSやインターネットにおける青少年のトラブルを未然に防ぐ取組みを行います。

◇ 携帯電話教室

児童・生徒が、携帯電話等の安全な使い方に係る知識とマナーに関する理解を深め、携帯電話等に係る様々なトラブルを未然に防止するため、公立学校では、企業協力による携帯電話教室を実施します。

(9) 介護者への支援の充実

① 地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実

【現状】

- ・ 団塊の世代層が2025年(令和7年)に75歳入りするなど高齢者の増加が急速に進むことに伴い、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれています。また、介護の必要はなくても一人暮らしや健康に不安を抱えるなど、何らかの支援を必要とする高齢者も増加する見込みとなっています。

【課題】

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスをはじめ、一般介護予防事業等の地域支援事業や各種保健福祉サービスを適切に組み合わせるなど、効果的なサービスの提供を行う必要があります。
- ・ また、介護の必要はなくても、一人暮らしや健康に不安のある高齢者等、何らかの支援を必要とする高齢者には、寝たきり等の要介護状態にならないための介護予防のサービスや自立した生活を支援するサービスを提供することが必要です。
- ・ これらのサービスの提供にあたっては、関係機関や団体、ボランティアが連携を図りながら、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行う、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

【施策】

◇ 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施

地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行います。

◇ 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築

地域包括支援センターは、地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての関係機関や団体、ボランティア等の様々な活動との連携を図り、ネットワークの構築に取り組みます。

県は、県全体及び保健福祉事務所等圏域単位で多機関による「地域包括ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題の抽出やその対応等の検討を行い、市町村を支援します。

② 家族介護支援等のための取組みの推進

【現状】

- ・ 特別養護老人ホームの入所待機者は令和3年4月1日現在で13,383人となっています。また、厚生労働省の雇用動向調査によると、令和3年度に介護を理由に離職した人は全国で約9.5万人となっています。

【課題】

- ・ 家族等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図る必要があります。
- ・ 認知症の人が、地域において尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるよう、相談体制の充実や認知症に対する地域の方々の理解と協力等、地域全体で認知症の人と家族を支援する体制を構築していくことが必要です。

【施策】

◇ 家族介護支援事業

市町村では、地域の実情に応じて、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会の開催等を行う「家族介護継続支援事業」の実施により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減します。

◇ 「かながわ認知症コールセンター」の運営【再掲】

認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。

また、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会等の取組みを行います。

③ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

【現状】

- ・ ケアラーとは、介護や看病を必要とする家族などをケアしている人のことで、18歳未満の子ども、若者、育児と介護等のダブルケア、親の介護をしている中高年、老々介護など、全世代にわたって存在しています。
- ・ 家族等のケアをすること自体は素晴らしいことですが、ケアラーの中には、一日中つきっきりでケアをせざるを得ない等の過度なケア負担により、自分の望む人生や日々の暮らしが送れなかったり、不本意な離職等が重なって社会との接点がなくなり、孤立に追い込まれたりするなど、大きな課題となっています。

【課題】

- ・ ケアラーは年齢や属性が様々であるため、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで、必要な支援を受けにくいことから、ケアラーを支援する体制を整備します。

【施策】

◇ かながわケアラー支援ポータルサイト

ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービス等の情報を提供するとともに、県民に対しケアラーの置かれている状況などを知っていただくために必要な情報を掲載しています。

◇ ケアラーコールセンター事業

気軽に悩みを相談でき、S O Sを発信できるケアラー専門のワンストップ相談窓口を設置します。

- ・ 電話によるケアラー相談（かながわケアラー電話相談）
- ・ SNSを活用した相談（かながわヤングケアラー等相談LINE）

◇ ケアラー支援専門員配置事業

適切なサービスにつなげられるよう、各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整など、ケアラーを地域で支える体制づくりを支援します。

(10) ひきこもりの方への支援の充実

① ひきこもり対策の推進

【現状】

- ・ 県内の不登校・ひきこもり・非行等の困難を有する子ども・若者やその家族への相談に対応する必要があります。
- ・ ひきこもりとは、精神障害がなく、様々な要因によって自宅にひきこもって学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係がない状態が6か月以上続いていることで、特定の病名や診断名はありません。
- ・ また、中高年世代など広くひきこもり等に悩む当事者やその家族への相談に対応するため、令和4年6月にはひきこもり専用相談電話を開設しました。
- ・ 保健福祉事務所・センターにおいては、こころの病気かどうかについて、精神保健福祉相談や保健師、福祉職による電話や来所の相談を行っています。

【課題】

- ・ コロナ禍で懸念される孤独・孤立化といった子ども・若者への支援を行うとともに、いわゆる8050問題といわれるひきこもり当事者や家族の高齢化に伴い、より身近な市町村で支援を受けることができるよう相談窓口の市町村への移行を推進する必要があります。
- ・ 生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、ひきこもりの方等、孤立のリスクを抱える恐れのある人が、孤立する前に地域とつながり、支援につながるよう、オンライン等での取組みも含めて居場所づくり等を推進する必要があります。

【施策】

◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】

電話または面接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。

◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】

ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行います。

◇ ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討

ひきこもり支援における居場所について、県内市町村と連携した各地での巡回型居場所の設置、及びデジタル技術を活用した新たな居場所づくりを検討します。

◇ 精神保健福祉普及相談事業【再掲】

保健福祉事務所・センター、保健所や精神保健福祉センターにおいて、こころの健康について悩みがある方の電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。

(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援

① 子どもに関わる相談窓口の整備

【現状】

- ・ 「子ども・家庭 110 番」、「人権・子どもホットライン」を含む電話相談の受付件数は、毎年 3,000 件を超えています。
- ・ 平成 27 年 7 月からは、「児童相談所全国共通ダイヤル」の番号が 3 桁化され、児童虐待の通告を含む相談に対応できる仕組みが整備されています。
- ・ 児童相談所の指導のもと、支援を要する児童の家庭に、児童の兄・姉に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを派遣しています。

【課題】

- ・ 相談しやすい体制とするため、相談窓口を充実させることが必要です。

【施策】

◇ 「子ども・家庭 110 番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置

子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談（通告）を 24 時間 365 日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。

◇ 「人権・子どもホットライン」の設置

いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。

◇ 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣

ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。

② 児童虐待に関する相談支援体制の充実

【現状】

- ・ 県所管の児童相談所で受け付けた児童虐待相談件数は、年々増加しており、令和3年度は過去最多の6,742件です。
- ・ 県内には不登校・ひきこもり・非行等の困難を抱える子ども・若者が多くいると思われます。

【課題】

- ・ 児童虐待は子どもの心身に大きな影響を与えることから、こころのケアを図ることが必要です。
- ・ 困難を抱える子どもの中にどこに支援を求めたらよいか分からない人が多いため、相談に取り組んでいく必要があります。

【施策】

◇ 被虐待児へのこころのケア

虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。

◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】

電話または面接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。

◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】

ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行う。

③ 配偶者からの暴力、性犯罪・性暴力被害者等への支援

【現状】

- ・ 配偶者等からの暴力（DV）は被害者の心を深く傷つけ、被害者が自らの命を絶つこともあります。
- ・ 令和3年度に県の配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数は5,410件でした。
- ・ 性犯罪・性暴力は心身に大きなダメージを与えますが、多くの方は、誰にも相談できず、ひとりですらい思いを抱えます。

【課題】

- ・ 配偶者等からの暴力の被害者が適切な支援を受けられるようにすることが必要です。
- ・ 性犯罪・性暴力に関する相談支援を行い、心のケアなど必要な支援につなげていく取組みを引き続き行う必要があります。

【施策】

◇ 配偶者等暴力相談【再掲】

配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。

◇ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」 【再掲】

「かならいん」では、性別を問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方からの相談を受けています。また、相談の結果、必要に応じて医療機関受診や専門家によるカウンセリング、法律相談や医療機関受診などを行います。

(12) 生活困窮者への支援の充実

① 生活困窮者への支援の充実

【現状】

- ・ 求職者のうち、生活困窮に陥っている方については、就職活動に先んじて生活基盤を整える必要があります。また、貸付制度等の制度は各種あるものの、どこに相談していいか分からない求職者もいます。こうした背景を踏まえ、生活困窮に陥っている就職希望者を対象とした生活支援相談窓口を設置しています。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から生活困窮者自立相談支援事業を開始しました。市部は各市が所管、町村部は県が所管しており、県においては社会福祉法人に自立相談支援事業を委託実施しています。
- ・ 県市は、生活困窮者自立支援制度主管会議等にて情報共有、連携を図っています。

【課題】

- ・ 生活支援相談では、各種支援制度の情報提供にとどまり、相談者は支援制度を利用するために、改めて各制度の窓口へ相談に行く必要があります。生活困窮に陥っている方の利便性や、負担軽減という側面には課題があります。
- ・ 町村における相談窓口(自立相談支援機関)のさらなる周知が必要です。

【施策】

◇ 生活困窮者自立促進支援事業【再掲】

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。

◇ ワンストップ支援推進事業【再掲】

生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。

◇ 求職者に対する生活支援相談【再掲】

シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方のうち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。

◇ 生活困窮者への情報発信・啓発事業

多様な要因により生活に困窮する方に対して、支援情報（制度や相談窓口等）を一元的に分かりやすく情報発信するとともに、制度が分からない、支援をためらっているなど、さまざまな事情により SOS の声をあげづらい生活困窮者が相談できるよう、ポータルサイトでの支援情報の発信や各地域のコミュニティへの出前講座などを実施します。

(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

① ひとり親家庭相談窓口の整備

【現状】

- ・ 平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成 27 年の我が国の子どもの貧困率は 13.9%で、特に、ひとり親世帯の貧困率は 50.8%と、2人に1人以上が相対的貧困の状況にあることが明らかになっています。
- ・ このため、県では、特に生活困窮の懸念が高いひとり親家庭への支援に重点を置いて取組みを進めることとしており、ひとり親家庭の現状やニーズを把握するため、平成 27 年度及び平成 28 年度に「神奈川県ひとり親家庭アンケート調査」を実施しました。

【課題】

- ・ 「神奈川県ひとり親家庭アンケート調査」では、「平日昼間は仕事のため相談に行けない」という声が寄せられるなど、支援を必要とする方が行政等の支援に確実につながるよう、ひとり親家庭の相談支援体制を充実強化する必要があります。

【施策】

◇ かながわひとり親家庭相談 L I N E の開設

毎週火曜日、木曜日、土曜日の 14 時から 21 時に相談できる L I N E 相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。

(14) 性的マイノリティへの支援の充実

① 性的マイノリティに対する相談支援体制

【現状】

- ・ 性的マイノリティ（LGBT等）は日本の人口の 8.9%を占めると言われます。しかし、性的マイノリティについて授業で学んだ経験があると回答した生徒は半数以下に留まり、多くの人が性的マイノリティについての正しい知識を得る機会がないまま大人になってしまいます。こうした現状は、性的マイノリティの 10 代の約半数が自殺を考えるという深刻な事態を招いており、政府の「令和 4 年度版自殺対策白書」等にも懸念が示されています。
- ・ また、正しい知識の不足による周囲の無理解や偏見により、学校で何かしらの困りごとを経験した性的マイノリティは 70%にも及ぶという調査があります。しかし、教職員の約 1 割しか性的マイノリティについて学ぶ機会がないことや、保護者または教職員へ相談できると回答した性的マイノリティの子どもや若者がそれぞれ 10%未満であることから、性的マイノリティの子どもは支援者を得づらい現状があると考えられます。
- ・ 厚生労働省が行う 24 時間無料電話相談である「よりそいホットライン」の「セクシュアルマイノリティライン」は、年間 112,164 件の電話があり、その約半数は 10～30 代であることから、性的マイノリティの子ども・若者に対する相談支援の必要性がうかがえます。
- ・ 「よりそいホットライン」の発信地の全相談件数における 7.4%が神奈川県内からを占め、全都道府県内で 4 位であるとのことから、性的マイノリティに関する相談も同様に高い水準であると考えられます。しかし、県内における相談支援、自立支援、就労支援施設における性的マイノリティの研修機会は少なく、性的マイノリティの相談者が適切な支援を受けづらい現状があります。
- ・ こうしたことから、性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成支援事業を実施しています。

【課題】

- ・ 精神疾患、自死概念等においてハイリスク層である LGBT について、県内における相談支援、自立支援、就労支援施設職員が知る必要があります。
- ・ LGBT の子どもが県内支援機関で適切な支援を受けられる基盤を整え

る必要があります。

【施策】

◇ 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業【再掲】

NPOと協働して、県内の若者自立支援機関等に対して、LGBTの理解を促進し、自立就労の際に正しい情報による適切な支援を受けられる環境づくりを推進します。

◇ 性的マイノリティ（LGBT等）交流・研修事業【再掲】

性的マイノリティ（LGBT等）の当事者及びその家族の交流事業を実施するとともに、企業担当者や、児童福祉施設職員等を対象とした研修事業を実施します。

◇ かながわ SOGI 派遣相談【再掲】

性的マイノリティ当事者及びその家族、支援者の依頼に応じ、専門相談員を派遣して個別専門相談を実施します。

◇ 男性及び LGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル（かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」）【再掲】

「かならいん」に開設している「男性及び LGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル」では、性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性及び LGBTs 被害者の方からの相談を専門相談員が受けています。

なお、女性相談員の対応する「かならいん」でも、性別を問わず、性被害にあわれた方からの相談を受けています。

(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

① 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

【現状】

- ・ 電話相談に抵抗を感じる若年層が気軽に相談できる環境を整備するため、若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、令和2年から「いのちのほっとライン@かながわ」を開設しています。
- ・ Twitter上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行っています。
- ・ 平成26年度から、自殺未遂者や精神疾患がある等、自殺企図の可能性のある人に対して、訪問や来所の相談を行うハイリスク者訪問支援事業を、指定相談支援事業所に専門の相談員を配置して実施しています。

【課題】

- ・ 特に若年層は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりすることがあるため、ICTを活用してアウトリーチを行う必要があります。
- ・ 自殺未遂者や精神疾患がある等、自殺企図の可能性のある人に対して、訪問支援や来所相談を継続して実施する必要があります。

【施策】

◇ 「いのちのほっとライン@かながわ」【再掲】

若年層を中心に幅広く利用されているLINEを活用し、電話にハードルを感じる方に相談しやすい窓口を提供するとともに、相談員への研修の充実、民間団体等の相談窓口との相互連携を推進し、相談体制を充実させていきます。

◇ 「Twitter 等広告事業」【再掲】

Twitter 上の投稿・検索結果において、自殺願望等につながる表現が確認された場合、広告を表示させ、県の相談窓口へつなぐ取組みを行うとともに、他のメディアにおける同様の取組みについても検討していきます。

◇ ハイリスク者訪問支援【再掲】

自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性のある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。

(16) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

① 子ども・若者の居場所づくり

【現状】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態をはじめとした様々な変化が生じています。
- ・ 特にコロナ禍においては、子ども・若者の貧困が問題となり、県では「困窮の見える化」をし、実態把握に努めています。

【課題】

- ・ 生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、ひきこもりの方等、孤立のリスクを抱える恐れのある人が、孤立する前に地域とつながり、支援につながるよう、オンライン等での取組みも含めて居場所づくり等を推進する必要があります。

【施策】

◇ かながわ子ども・若者総合相談事業【再掲】

電話または面接により困難を有する子ども・若者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。

◇ 神奈川県ひきこもり地域支援センター事業【再掲】

ひきこもり当事者や家族の高齢化に対応するため、電話または面接により相談支援を行うとともに、必要に応じて市町村や関係機関へ連携するための調整を行います。

◇ ひきこもり支援における新たな居場所づくりの検討【再掲】

ひきこもり支援における居場所について、県内市町村と連携した各地での巡回型居場所の設置、及びデジタル技術を活用した新たな居場所づくりを検討します。

◇ ケアリーバー支援事業

ケアリーバー※¹の孤独・孤立を防ぐため、新たに県央地域に一時的な滞在場所及びあすなろサポートステーション※²の分室となる相談室を設置し、相談機能を強化します。

-
- ※1 ケアリーバー：児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者
※2 あすなろサポートステーション：児童養護施設に入所中もしくは退所した児童のドロップアウトを防止し、過重となっている児童養護施設職員のアフターケアを軽減し、児童の自立を支援するために開設された支援拠点

(17) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知

① 報道機関への「マスメディアのための手引き」の周知

【現状】

- ・ 報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるために、国は、世界保健機関が策定した「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドラインを周知しています。
- ・ 県では、平成19年度から「かながわ自殺対策会議^{※1}」を設置し、様々な民間団体、行政機関で構成された会議を開催していますが、報道機関も構成員となっています。

【課題】

- ・ マスメディアの自殺報道については、影響が大きいことから、世界保健機関や国からの情報について、必要な情報を報道機関に提供することが必要です。

【施策】

◇ かながわ自殺対策会議の開催

自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」の連携を通じ、報道機関に必要な情報を提供していきます。

※1 かながわ自殺対策会議：県内の自殺対策を多角的に検討し、総合的な対策として推進していくため、学識や司法、報道、医療、労働、経済、福祉、教育等の様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された会議。